

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	基本	制定	B0661	製品の幾何特性仕様(GPS)マトリックスモデル	Geometrical product specifications (GPS) – Matrix model	この規格は、「製品の幾何特性仕様(GPS)」規格体系の概要及び構造を規定し、表の形で提供するものである。ISOの全てのGPS規格群は、ISO 14638:2015に規定された新しいGPSマトリックスモデル(表)を附属書にもち、当該GPS規格の位置づけを明示するよう整理されている。我が国においても、近年ものづくりのさらなる精密化、コンピュータ化、グローバル化に伴い、部品の設計及び部品製造、さらにその後の部品組立といった製造工程が、それぞれに別の事業者のもとで行われ、分離して実施される業態が増えている、その結果、部品間のはめあいの不具合発生、不良率の増大等の問題が生じてきている。一方、ISO規格を基とした多くのGPS規格群のJISの改正・制定が進んでおり、これまではTRのものしかなく英語版である従来のISO/TR14638をJISごとに個別にばらばらに参照するしかなかったが、今般ISO規格として新しいISO 14638:2015が制定発行されたこともあり、国際規格に由来するGPSマトリックスモデルを早急にJIS化することにより附属書に規定する必要がある。 このため、JISの全てのGPS規格群のGPSマトリックスモデル内で使用する用語の統一や、GPS規格群の一層の理解のため、増進を促し併せて国内で最大限に活用するためにも、ISO 14638:2015を基にこの国際規格に整合するこの規格を制定する必要がある。	この規格の制定によって、GPSマトリックスモデル内で使用する用語の統一のほか、GPSマトリックスモデルに基づく全てのGPS規格群の分類・整理が進み、それぞれに必要な場面でGPS規格群のうち適切なGPS規格の適用が明確化されることにより、製品の設計・製造・組立といった工程が容易になることが期待できる。またさらに、製品を設計・製造・組立する市場の混乱を低減することができる上に、製品の流通・受渡し・取引が円滑化することが可能となり、GPS規格の利用者の理解が進み、または利便性が高まり、より良い製品づくりに貢献できる。 製品を設計・製造・組立する現場の利用者によるGPS規格の正しい理解及び普及へつながるものとして、自身が利用しようとするGPS規格のGPS規格群における位置付けをより深く理解する上でも大きな役割を果たし、広く便宜を図ることにつながっていくことから、この規格がものづくり社会に定着することで、他国との競争力も維持でき、より一層の製品の開発・提供による市場(海外市場も含む)の拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおりである。 1 適用範囲 2 概念 3 構造 4 データム 5 チェーンリンク 6 GPS規格の準備	—	ISO 14638:2015 Geometrical product specifications (GPS) – Matrix model	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法及び製図方法) 対象事項: 設計方法及び製図方法(鉱工業品全般)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年3月	17.040.01	4
JSA	電気	制定	C1513-2	電気音響一オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器) – 第2部:型式評価試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional) – Octave-Band Filters – Part 2: Pattern evaluation tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1~3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61260が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 2であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、定期試験方法を定めたPart 3についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(JIS A1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 表記及び取扱説明書 6 必要な設備及び一般要求事項 7 基準条件における試験 8 電磁環境に対する要求事項 9 周囲温度及び相対湿度の影響 10 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-2:2017 Electroacoustics - Octave-band and fractional-octave-band filters -Part 2: Pattern evaluation tests	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月		1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	電気	制定	C1513-3	電気音響－オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器)－第3部:定期試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional) -Octave-Band Filters－Part 3: Periodic tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1～3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61620が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 3であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、型式評価試験を定めたPart 2についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(JIS A 1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 適合性 6 事前検査 7 電源 8 環境条件 9 試験の一般要求事項 10 中間周波数における相対減衰量又は実効帯域幅偏差 11 直線動作範囲、測定範囲、レベルレンジ制御及び過負荷表示 12 直線動作範囲の下限 13 相対減衰量の測定 14 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-3:2016 Electroacoustics - Octave-band and fractional-octave-band filters - Part 3: Periodical tests	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月			1
JSA	電気	制定	C60068-2-85	環境試験方法－電気・電子－第2-85部:長時間時刻歴再現振動試験方法(試験記号:F)	Environmental testing－Part 2-85: Tests Fj: Vibration－Long time history replication	部品、機器及びその他の電気・電子部品の振動試験方法に対して、新たに制定された規格である。既に存在する時刻歴試験(IEC 60068-2-57)では不十分な分野である耐久試験が可能となること、より複雑なテストが可能となるという理由で、2019年に新規規格として制定された。従来の振動試験にない特徴があり、JISにおいても、部品、機器の性能信頼性の向上が期待できるため、新たにJIS規格として制定する必要がある。主な試験としての特徴は以下の通りである。 (1)既に存在する時刻歴試験(JIS C 60068-2-57)は、過度応答に耐える能力を試験する試験であるが、本規格は実時間環境で測定された実際の時刻歴を使用した耐久性テストであり、従来なかった試験方法である。 (2)従来よく使用されてきたJIS C 60068-2-6の正弦波形、JIS C 60068-2-64のガウス広帯域ランダム振動でカバー出来ない振動を対象としている。 (3)実時間環境で測定された時刻歴振動試験以外に、必要な試験信号を表す時刻歴を生成することで、追加の混合モード試験が可能であり、非常に複雑なテストが可能となり利用範囲が非常に広い。	時刻歴試験は、地震や輸送などの時刻歴(波形)を基にした試験である。従来の時刻歴試験が製品(電気・電子部品)が受ける過渡的応答を評価するのに対し、新規国際規格は、製品の振動環境を出来るだけ再現した試験方法で、製品の振動に対する耐久性も評価可能である。今回新たに制定された新規国際規格をJIS化することで、本試験方法の製品への適用が容易となり、製品の信頼性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験装置への要求事項 5 試験の厳しさ 6 前処理 7 初期測定と機能確認試験 8 試験 9 後処理 10 最終測定と機能確認 11 製品仕様書に記載すべき事項 12 試験報告書に記載する事項	—	IEC 60068-2-85:2019, Environmental testing－Part 2-85: Tests－Test Fj: Vibration－Long time history replication	IDT	第2条の該当号: 第4号(鉱工業品の試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ、コ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2019年10月	19.040	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	電子	制定	C61300-2-42	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-42部:光ファイバクランプ強度試験－横方向引張り	Fiber optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-42: Tests－Static side load for strain relief	光ファイバコネクタを光ファイバケーブルに取り付けるクランプ部は、光通信の性能を維持し、光ファイバケーブルの取り扱い性を向上させるため重要な部位である。そのためクランプ部の強度に関する試験を規格化することは重要であり、実使用状況を勘案した方法が求められる。光ファイバケーブルが装置の前面盤又は背面盤に接続される場合、光ファイバケーブルの自重で、重力方向に曲げて引張られることがある。また、隣接する光ファイバケーブルの挿入又は抜去時に、上下左右方向への曲げが加わることがある。このような状況を想定した試験方法が国際規格ではIEC 61300-2-42(曲げ方向引張り試験)として規格化されている。この規格は、光受動部品、光能動部品、光サブシステムなど35件のJISから引用されており、JIS制定が必要である。	この規格を制定することによって、引用する多くのJISとの整合性を図り、国内で使用することが容易になる。このため製造者と使用者間での仕様取決めが円滑になり、我が国の産業の発展に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験方法の概要 5 装置 6 試験手順 7 試験の厳しさ 8 個別に規定する事項	—	IEC 61300-2-42:2014 Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 2-42: Tests－Static side load for strain relief	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2019年10月	33.180.10; 33.180.20	4
JSA	電子	制定	C61300-3-54	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3-54部:円筒形フェルールのフェルール軸とフェルール軸との角度ずれ測定	Fiber optic Interconnecting Devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-54: Examinations and measurements－Angular misalignment between ferrule bore axis and ferrule axis for cylindrical ferrules	フェルール穴軸とフェルール軸との角度ずれは、光ファイバコネクタの挿入損失に影響する重要なパラメータである。この測定方法を、JIS C 5961(光ファイバコネクタ試験方法):2009の6.4(“光ファイバ挿入穴角度”)で規定している。この測定方法はIEC 61300規格群に規定されていないため、日本からIEC 61300-3-54(以下、対応国際規格という。)として提案し、測定不確かさの最新情報を追記し、2019年3月時点で、FDIS回覧待ちの状態である。そのため、対応国際規格に合わせるため、この規格を制定し、“光ファイバ挿入穴”を“フェルール穴軸”に変更する必要がある。なお、IEC 61300規格群のJIS C 61300規格群としての制定は、この規格を除き、必要なJISは全て制定済みのため、このJISの制定と同時にJIS C 5961の廃止する。	この規格を制定することによって、最新の技術情報を盛り込んだ測定方法を規定することで製造者と使用者との間の仕様取決めが円滑になり、我が国の産業の発展に寄与する。また、この規格の制定によって、JIS C 61300規格群の対応国際規格との整合性が全て完了することとなり、JIS C 5961を廃止し、2重規定の混乱を防ぐ。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 測定方法の概要 5 装置 6 測定手順 7 個別に記載する事項 附属書A(参考)測定不確かさ	C5961	IEC 61300-3-54:2019 Fibre optic interconnecting devices and passive components－Basic test and measurement procedures－Part 3-54: Examinations and measurements－Angular misalignment between ferrule bore axis and ferrule axes for cylindrical ferrules	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2019年10月	33.180.10	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	電子	制定	C62853	ディペンダビリティマネジメント・マネジメント及び適用の手引-オープンシステムディペンダビリティ(開放系総合信頼性)	Dependability management - Guidance for management and application - Open systems dependability	この規格は、我が国の研究プロジェクトの成果を基に日本主導で制定したIEC 62853:2018(Open systems dependability)をJIS化するものである。 IEC 62853は、変化し多様性をもつシステムのディペンダビリティ(総合信頼性)を設計時だけでなく、システムライフサイクル全般の対応によって達成するガイドランスを規定している。IEC 62853は、System of Systems (SoS), Internet of Things (IoT), AIの深層学習に基づくシステムなどの新しい傾向のシステムを対象とし、自動運転を始め幅広い分野に応用できる基本的なガイドランスで、Industry 4.0や自動運転のPegasusプロジェクトと関連してヨーロッパや我が国で注目されており、国内普及のためにJIS化する必要がある。 なお、最近発行されたIEC規格の中でIEC 62853:2018は、日本からの提案に基づく初めてのIEC規格であり、早期の国内への普及の必要性を考え、IEC/TC56信頼性専門委員会でJIS化を決めた。	この規格は、システム開発者にとっては品質改善や効率的な産業活動に、システム利用者にとっては消費者保護や安全確保に寄与するものであり、JIS化によって国内に広く普及することが国際産業競争力強化につながる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 オープンシステムディペンダビリティ 5 適合性 6 オープンシステムディペンダビリティを達成するためのプロセスビュー 6.1 概要 6.2 合意形成プロセスビュー 6.3 説明責任遂行プロセスビュー 6.4 障害対応プロセスビュー 6.5 変化対応プロセスビュー 附属書A(参考)オープンシステムディペンダビリティを持つライフサイクルモデルの例 附属書B(参考)ディペンダビリティケースのテンプレート例 附属書C(参考)スマートグリッド	-	IEC 62853:2018 Open systems dependability	IDT	第2条の該当号: 第2号(鉱工業品の設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及びこれらの部品等	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2019年10月	21.020	4
JSA	管理システム規格	制定	Q21503	プログラムマネジメントの手引	Guidance on programme management	ISO 21503:2017は、プロジェクトマネジメントの手引き(ISO 21500:2012/JIS Q 21500)、ポートフォリオマネジメントの手引き(ISO 21504:2015)とともに、先端的技術・システムの開発に不可欠なマネジメント構造の整備に資するものであり、以下の必要性が認められる。 ①あらゆる形態のプロジェクト/プログラム創成組織に適用される規格であることから影響が大きい。 ②グローバルな活動を行う我が国の産業界にとって、いまや必須の規格である。 ③そのうえ、本規格の主な国内ユーザーであるIT分野を始めとする産業界からは、JIS化への強い要望が寄せられている。 ④ JIS Q 21500(プロジェクトマネジメント規格、JIS発行済)、JIS Q 21504(ポートフォリオマネジメント、JIS開発中)に続き、本件JIS Q 21503(プログラムマネジメント)の3規格が揃って初めてISOのミニマムな規格セット(PPPMと称する)となることから、開発が必要と考える。 これらの理由により、同規格について、日本国内での認知度を向上させ、正しい理解を促進し、普及させる必要がある。	期待効果として次の点が挙げられる。 ①プログラムマネジメントの浸透の機会を創出し、国際的認知の高いPPP構造の最上位概念の理解が進むことで、我が国の産業界のグローバル化、国際競争力の強化につながる。 ②プログラムマネジメントに係る概念やプロセスが統一化されることで効率的な産業活動につながる。 ③プログラムやプロジェクトの目的、目標の明確化、計画の変更管理の根拠を与えることは、企業のIT投資やプロジェクトの成功確率向上につながる。 ④JIS化に当たり、国内IT産業や各種開発プロジェクトを行う上で使用してきた用語との整合を図ることで、多くの組織で受け入れられやすく、効果的に導入・運用されるものとなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 用語及び定義 3 引用規格 4 プログラムとプログラムマネジメントの概念 4.1 概要 4.2 プログラムの概念 4.3 プログラムマネジメントの概念 5 プログラムマネジメントの前提条件 5.1 概要 5.2 プログラムマネジメントの必要性の評価 5.3 組織へのプログラムマネジメントの導入 5.4 プログラムマネジメントの統制 5.5 プログラムの役割と責任の確認 6 プログラムのマネジメント 6.1 概要 6.2 プログラムの創成 6.3 プログラムの統合 6.4 プログラムマネジメントの実践 6.5 プログラムのコントロール 6.6 ベネフィットマネジメント 6.7 プログラムの終結 参考文献	-	ISO 21503:2017 Project, programme and portfolio management - Guidance on programme management	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 業種に普遍的	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人プロジェクトマネジメント学会のWG	2019年12月		2	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	情報	制定	X5150-1	構内情報配線システム第1部:一般要件	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	JIS X 5150は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT (Internet of Things) 社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-2を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムの共通一般要件をまとめたものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることにより、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略号及び添え字 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャンネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 幹線配線サブシステムの基準設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件 12 附属書A(規定) クラスA、B、C、D、E、EA、F、FA、I及びII平衡配線並びに光ファイバ配線のための適合試験手順 13 附属書B(規定) 平衡配線用接続器具の機械的及び環境性能試験	X5150	ISO/IEC 11801-1:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月			1
JSA	情報	制定	X5150-2	構内情報配線システム第2部:オフィス施設	Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	この規格は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT (Internet of Things) 社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-1を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムのオフィス施設への適用を規定したものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることにより、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャンネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 基準設計 9 ケーブル要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件	X5150	ISO/IEC 11801-2:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月			1

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2020年6月5日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	情報	制定	X9305-2	情報技術－ユーザインタフェース－音声命令－第2部:構築と検査	Information technology－User interfaces－Voice commands－Part 2: Constructing and testing	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令の発音上の要求事項と音声認識システムの性能評価方法を定めたISO/IEC 30122-2“音声命令－第2部(構築と検査)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の音響的・技術的な品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・構築と検査 － 枠組み － 発音 － 設計原理 － 検査方法	—	ISO/IEC 30122-2:2017 Information technology－User interfaces－Voice commands－Part 2: Constructing and testing	IDT	第2条の該当号: 第2号、第4号(設計方法、検査方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月			2
JSA	情報	制定	X9305-3	情報技術－ユーザインタフェース－音声命令－第3部:翻訳及び地域対応	Information technology－User interfaces－Voice commands－Part 3: Translation and localization	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令を多言語に対応させるための指針を定めたISO/IEC 30122-3“音声命令－第3部(翻訳及び地域対応)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の多言語対応の品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・翻訳及び地域対応 － 枠組み － 互換性 － 単語や語句の決定方法	—	ISO/IEC 30122-3:2017 Information technology－User interfaces－Voice commands－Part 3: Translation and localization	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月			2